優経通信

2014 11 月号 VOL.35

UK GROUP

11 月といえば紅葉ですね 色とりどりに染まる山々…綺麗ですよね☆今年の各所の見頃はこちらになります✾

✾11 月中旬～　高尾山・御岳渓谷・秋川渓谷・向島百花園・駒沢オリンピック公園・箱根

✾11 月下旬～　明治神宮外苑・六義園・小石川後楽園・代々木公園

知っとこ！ 平成 26 年分 年末調整の改正点・留意点

【昨年と比べて比べて変わった点】

① 生命保険料控除の対象

共済協同組合連合会（火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会）の締結した生命共済契約も控除可能に！

② 地震保険料控除の対象

火災共済協同組合の締結した火災共済契約 ⇒ 火災等共済組合の締結した火災共済契約

»»» この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に支払う掛金について適用されます。

»»» 昨年とほぼ同じと捉えていただいて問題ありません。

【国税庁より留意点】

所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収・納付する必要があります。

年調所得税額×102.1%　※復興特別所得税の計算に対応している給与計算ソフトで給与を計算していれば、心配いりません！

転載禁

◆年末調整の資料の準備はお済みですか？◆

●扶養控除等（異動）申告書

●保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書

●証明書類

①生命保険料控除証明書

②地震保険料控除証明書

③国民年金支払証明書（ご自身でお支払の場合）

④国民健康保険料通知書（ご自身でお支払の場合）

⑤小規模企業共済の掛金

⑤住宅取得控除関係の書類（銀行借入残高証明書・税務署住宅借入金等特別控除書類）　など

●年末調整のお知らせの書類（税務署から届く納付書が入っている封筒）

●前職の源泉徴収票（途中入社で前職のある方）

証明書類は該当するものがある場合のみです。

◆ここは注意»間違いやすい点◆

☺ 配偶者や扶養親族の所得の確認をしましょう

» 所得者と生計を一にする配偶者は、合計所得金額 38 万円以下（＝給与所得だけの場合は 103 万円以下）ですか？

» お子さんのアルバイト代は抜けていませんか？

☺ 16 歳未満の扶養親族の記入漏れはありませんか？

» **扶養される人が 16 歳未満の場合、**用紙の下枠に別に記載するところがありますのでご注意ください。

☺ 今年入社の方で前職のあった方はいませんか？

» 前職分の源泉徴収票が必要になります。

POINT!

☺ 住宅購入はされていませんか？

☺ 寡夫または寡婦に該当しませんか？

知っとこ！「税務のマメ知識」

【平成 27 年 1 月 1 日から変わります】

暦年課税は、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に贈与によりもらった財産の価額を合計します。そして、その合計額から基礎控除額の 110 万円を差し引いた課税価格に、一定の税率を掛けるなどして税額を算出します。税率は基礎控除後の課税価格によって異なり、現状では 6 段階で段階により10～50%の税率に分けられています。**それが平成 27 年 1 月 1 日から 8 段階になり税率が 10～55%になります**。また、改正後は一般贈与財産は「一般税率」が、特例贈与財産には**「特例税率」**が適用されることになります。

» **特例税率**

① **直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により財産を取得した場合**

② **その財産を取得した人が「財産の贈与」を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上である場合**

なお、特例税率に該当しない場合は一般税率となります。

どちらも最低と最高の税率は同じですが、特例税率は一般税率に比べて税率の上がり方が緩やかです。

«例»

贈与額が 600 万円だった場合、一般税率では 30%であるのに対して特例税率は 20%となります。このため贈与税は、一般税率が 82 万円なのに対して特例税率は 68 万円と、その差が 14 万円になります。

☆スタッフブログ☆弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。

<💻 http://ameblo.jp/yaraichotax/>

今月のいろいろ「掲示板」

☘退職者の社会保険料と住民税☘

退職時の社保〈翌月徴収の場合〉

社会保険の資格喪失の日は死亡などによる喪失を除き、退職日の「翌日」とされています。よって、月末退職の場合はその翌日である翌月 1 日が資格喪失日となります。

月中退職：１ヶ月分（前月分）徴収

月末退職：２ヶ月分徴収

（前月分・退職月分）

退職時期で異なる住民税の徴収方法

☆1/1-4/30 退職

給与または退職金から一括徴収し、翌月 10 日までに納付します。未徴収住民税額より退職時の給与または退職金が少なく一括徴収出来ない場合は、送付される納税通知書に基づき社員が一括納付します。

☆5/1-5/31 退職

普段通り 1 ヶ月分を徴収・納付します。

☆6/1-12/31 退職（３パターン）

①普通徴収…退職社員から申し出がない場合

②一括徴収…退職社員から申し出があった場合

③特別徴収の継続…転職する退職社員から申し出があった場合(※この書類の送付先は転職先になります)

今月のあなたの運勢

A型

交際運が活発なため新しい出会いに期待が持てます。大勢の人が集まる場所で新規顧客の開拓に力を注ぐと吉！

B型

これまで抱えていた問題が解決に向かう運勢なので一気に片付けましょう。また、机の整理整頓も吉運向上に！

O型

精神的に不安定になりやすいため思い込みからトラブルを招きそうです。冷静に判断するよう心掛けましょう。

AB型

他人の見えないところでの頑張りが結果となって表れます。努力は惜しまず全力で事にあたるとよいでしょう。

優経税理士法人

（経済産業省認定）経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457　FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp　💻http://www.uk-g.co.jp

いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。